

司法試験のあり方

— 新しい法曹養成制度の理念に沿ったものとするには

亀井尚也

1 はじめに

司法試験は、司法制度改革の前後を問わず、法曹（裁判官、検察官又は弁護士）となろうとする者に必要な学識とその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としており、合格者が司法修習を経て法曹資格を取得することを念頭に置いた試験であるが、法科大学院制度の導入後は、法科大学院課程における教育との有機的連携の下に行う、という点が加わっている（司法試験法1条1項、3項）。それゆえ、司法試験の内容は法科大学院で修得したはずの知識や応用能力を含む法的思考能力を確認するものとして設計するというのが建前であり、そのこと自体から、試験をどの程度重い試験とするのかの方向性が必ずしも示されているわけではない。しかし、現実には、後述するように、司法試験は非常に重い試験として法科大学院関係者に乘しかかり、法科大学院で修得したものを確認する以上の試験となっている。

本稿は、この点と新しい法曹養成制度の目指したものととの間に乖離が生じていることを、その要因とともに明らかにし、乖離をなくすにはどうしていくべきかを、現状の枠組みを超えて論じようとするものである。

2 新しい法曹像と求められる質

この問題を考えるにあたって、まずは、後藤昭論文が強調しているように、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は何を目指し

た改革であったのかを再確認することが肝要である¹⁾。旧司法試験が合格率の低い難しい試験であり、受験技術の習得を含む試験勉強中心の学修を要求し、法律以外の分野の体系的な知識や経験をもち、実社会の多様な要請に応えるには極めて不十分であったことの反省から、法曹が様々な分野で活躍できるよう、法曹人口の大幅な増加とともに、新しい質を備えた人材を養成するべく、プロセスによる法曹養成制度を導入しようとしたのが、司法制度改革の目指したものであった。

司法制度改革審議会意見書は、新しい法曹は「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」を備えるべきであるとしており、従来の司法試験で測ってきた能力以外の様々な資質を求めている。経済界も、法曹の役割を、法廷活動を中心とした法曹（最狭義の法曹）から、日本企業の競争力を支える企業法務を専門とする法曹（狭義の法曹）、さらに行政（官庁・地方公共団体）や政治、福祉や教育を舞台によりジェネラリスト的に活躍する法曹（広義の法曹）にまで広げようことを提言している²⁾。法務省の法曹養成制度改革連絡協議会では、法曹の法廷活動以外の他分野への進出状況が大きな柱として取り上げられている。新しい法曹像の具体化に伴って、たとえば現実の企業法務で求められる質としては、法的な知識や判断能力以外に、フィードバック力や会話・ネゴシエーション力、資料作成能力、プレゼンテーション力、語学力などが挙げられてい

1) 後藤昭「法曹養成制度の岐路」法時91巻9号（2019年）129頁。

2) 経済同友会「社会のニーズに質・量の両面から応える法曹の養成を」（2014年5月）。